

様似町空き家解体費支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等を解体撤去しようとする所有者に対し、費用の一部を補助することにより、周辺環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止し、町民が安全で安心な地域社会の確保並びに住環境の向上と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していない一戸建ての専用住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 工作物等 空き家に附属する簡易な物置や車庫、門、塀、立木その他土地に定着しているものをいう。
- (3) 解体撤去 全部を解体して撤去し、整地することをいう。
- (4) 町内施工業者 町内に営業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者をいう。

(補助の対象工事等)

第3条 補助金交付の対象となる空き家解体工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内施工業者であること。
- (2) 補助対象空き家全部を解体し撤去する工事であること。
- (3) この要綱による補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき原則1回限りとする。
- (4) 所有者等が複数の場合は、全員から解体工事について同意が得られること。ただし、所在不明などのやむを得ない事情により全員の同意が得られない場合はこの限りではなく、紛争等が生じたときは、所有者等が責任をもって解決することを確約できるものであること。
- (5) 抵当権が設定されていない空き家であること。ただし、抵当権が設定されている場合、当該権利者から抵当権解除証明の写しを提出している場合又は解体工事について同意している場合は、この限りではない。
- (6) 公共事業の補償対象となっていないこと。
- (7) 併用住宅にあっては、居住用部分の解体撤去に要する経費とし、その算出方法は、居住用部分の床面積と非居住用部分の床面積の合計で除して得た割合に全体の解体撤去に要した費用の額を乗じて算出するものとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする

- (1) 町内に空き家を所有者しているもの又はその相続人であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者及びその者と同一世帯に属するもの全員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 様似町暴力団排除条例（平成24年12月19日条例第17号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の額は、空き家解体撤去工事に要する費用の2分の1に相当する額とし、150万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請書）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に様似町空き家解体費支援事業交付申請書（以下「申請書」という。別記様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 空き家の位置図
- (2) 空き家及び工作物等の解体撤去前の現況写真
- (3) 補助対象空き家の解体及び撤去にかかる経費の見積書の写し
- (4) 空き家の登記事項証明書
- (5) 空き家の所在及び所有に関する事項及び町税等の滞納の調査することについての同意書（別記様式第3号）
- (6) 空き家の所有者等が複数の場合は、共有者同意書（別記様式第2号）
- (7) 空き家の所有者等と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体撤去に係る同意書（別記様式第4号）
- (8) 所有者等に係る世帯員全員の住民票
- (9) 町内施工業者が要件を満たしていることを確認できる書類の写し。ただし、様似町建設工事一般競争入札又は指名競争入札の資格審査書類を提出している町内施工業者は、これを省略することができる。
- (10) その他町長が必要と認めるもの。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、様似町空き家解体費支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第5号）により申請書に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第 8 条 申請内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたとき又は工事を中止するときは、様似町空き家解体費支援事業（変更・取消）届（別記様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

（1）施工業者の変更

（2）工事費の変更

2 町長は、前項に規定する変更及び取消しの届が提出されたときは、審査のうえ様似町空き家解体費支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第 7 号）により申込者に通知するものとする。

（補助金の完了報告）

第 9 条 第 6 条の規定による申込みを行い、補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で空き家解体撤去工事の完了した者は、補助金の交付申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請は、様似町空き家解体費支援事業補助金完了報告書（以下「完了報告書」という。別記様式第 8 号）に関係書類を添えて、空き家解体撤去工事の完了した日から 30 日以内に町長に提出しなければならない。

3 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

（1）工事請負契約書（写し）

（2）工事代金領収書（写し）

（5）空き家解体撤去工事後の写真（工事前後を対比できるもの等）

（6）廃棄物処理に関する処分証明書

（8）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、前条の規定による申請書及び関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、様似町空き家解体費支援事業補助金確定通知書（別記様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 交付決定者は、事業完了後、速やかに様似町空き家解体費支援事業補助金請求書（別記様式第 10 号）を次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、交付決定者に該当のないものに係る書類については、添付を要しない。

（1）補助対象経費の支出がわかる書類の写し

（2）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第 12 条 町長は、前条の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付する

ものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を様似町空き家解体費支援事業補助金返還命令書(別記様式第 11 号)により補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の法令に違反したとき。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式略